

令和元年10月1日から

債権差押命令の申立てをされる方へ

債権差押命令の手続では、あなたを「**債権者**」、相手を「**債務者**」、相手が勤めている会社等を「**第三債務者**」と呼びます。

債権差押命令の申立てをする裁判所は、債務者の住所地（末尾参照）を管轄する裁判所です。

申立てには、次の書類等が必要になります。

1 債権差押命令申立及び陳述催告申立書（表紙＋当事者目録＋請求債権目録＋差押債権目録）

基本的な書式は、各裁判所に備え付けてありますのでご利用ください。

申立書表紙と各目録をホチキス止めし、各ページの上部余白に捨印を押してください（各目録に捨印を押す前に下記5の各目録のコピーを取ってください。）。

※「陳述催告申立」とは、第三債務者に対し、差し押さえた債権の有無について回答を求めることです。陳述催告の申立てをしない場合は、表紙の「陳述催告申立」の部分と申立の趣旨第2項の部分とを二重線で抹消し、訂正印を押してください。

2 執行力ある債務名義の正本

債務名義（公的機関が債権の存在を確認した文書。例えば、判決、調停調書、和解調書、公正証書等。）の正本に執行文が添付されたものです。執行文の添付がない場合は、債務名義の交付を受けた機関に「執行文付与申請」をしてください。

ただし、仮執行宣言付支払督促など、例外的に執行文が不要なものがあります。

なお、家庭裁判所の債務名義の場合は、あらかじめお問い合わせください。

3 債務名義の送達証明書

債務者に債務名義の正本が届いたことの証明書です。債務名義の交付を受けた機関に交付申請をしてください。

4 資格証明書（証明日付は申立日より3か月以内のもの）

債権者、債務者、第三債務者が法人の場合は、法務局にその法人の登記事項証明書の申請をしてください。

債権者又は債務者の現在の住所、氏名が債務名義に記載された住所、氏名と異なっている場合（引っ越したり、姓が変わった場合等）は、「債務名義に記載された住所、氏名」と「現在の住所、氏名」のつながりを明らかにするための住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等が必要です。住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときはあらかじめお問い合わせください。

5 各目録のコピー（当事者目録1部、請求債権目録1部、差押債権目録1部）

訂正印や、捨印は押さないようにお願いします。

6 **申立手数料** 収入印紙4, 000円

債務名義の数や担保権の数、当事者の数によって金額が増えることがあります。

7 **郵便切手**

(1) 2, 826円(債務者, 第三債務者各1名の場合)

内訳 1, 145円1組, 404円1組, 84円1枚, 1, 099円1組, 94円1枚(第三債務者が複数の場合は, 1名につき1, 145円, 404円, 84円を加算してください)

(陳述催告の申立をしない場合は, 404円1組, 84円1枚は不要です。)

(2) 84円5枚, 10円4枚, 2円5枚(事務連絡用切手 470円分)

※(1)のみ, 執行費用の「差押命令送達費用」に計上することができます。

8 **印鑑** 申立書に押印した印鑑をお持ち下さい。

ご不明な点は, 各裁判所の債権執行係にお問い合わせ下さい。

○盛岡地方裁判所第2民事部債権執行係

管轄地域⇒盛岡市, 八幡平市, 滝沢市, 岩手郡, 紫波郡, 二戸市, 久慈市, 二戸郡, 九戸郡, 下閉伊郡内の普代村, 奥州市, 胆沢郡

〒020-8520 盛岡市内丸9番1号

TEL 019-622-3279 (直通)

FAX 019-624-4572

○盛岡地方裁判所**花巻支部**債権執行係

管轄地域⇒花巻市, 北上市, 和賀郡

〒025-0075 岩手県花巻市花城町8-26

TEL 0198-23-5276 (代表)

FAX 0198-22-7237

○盛岡地方裁判所**遠野支部**債権執行係

管轄地域⇒遠野市, 釜石市, 上閉伊郡

〒028-0515 岩手県遠野市東館町2-3

TEL 0198-62-2840 (代表)

FAX 0198-62-0882

○盛岡地方裁判所**宮古支部**債権執行係

管轄地域⇒宮古市, 下閉伊郡内の山田町, 岩泉町, 田野畑村

〒027-0052 岩手県宮古市宮町1-3-30

TEL 0193-62-2925 (代表)

FAX 0193-64-6219

○盛岡地方裁判所**一関支部**債権執行係

管轄地域⇒一関市, 大船渡市, 陸前高田市, 西磐井郡, 気仙郡

〒021-0877 岩手県一関市城内3-6

TEL 0191-30-1922 (直通)

FAX 0191-23-4160